

改正NPO法成立！

2011年6月15日、参議院本会議において「特定非営利活動促進法（NPO法）」の改正案が全会一致、全員の賛成で可決、成立し、2012年4月より施行されることになりました。そして、6月30日寄付金税額控除方式導入など新しい寄付税制が盛り込まれた「税制改正の分離法関連法令」が公布・施行されました。

改正の主な内容

◇特定非営利活動法人（NPO法人）制度の改正

- ・活動分野に3分野を追加
「観光の振興を図る活動」「農村漁村及び中山間地域の振興を図る活動」
「都道府県・政令市の条例で定める活動」
- ・内閣府の認証事務を無くし、認証は主たる事務所の都道府県・政令市に移管
- ・会計書類を「収支計算書」から「活動計算書」に名称変更
- ・解散時の広告回数を削減
- ・定款変更の届出事項を追加、ほか

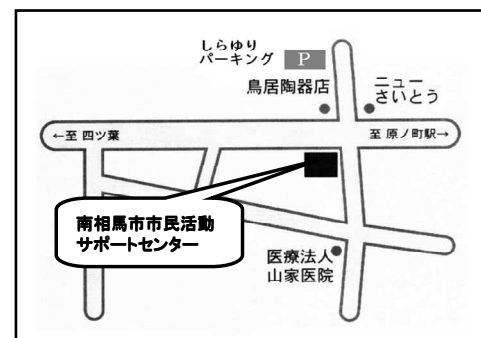
◇認定NPO法人制度の改正

- ・認定NPO法人制度をNPO法に盛り込む
- ・認定機関を国税庁から都道府県・政令市へ移管
- ・「仮認定制度」を導入

寄付に支えられた活動をするNPO法人が、行政でも企業でもなく各分野において「公」の役割を担っていくために今回の改正は新たな時代の大きな一歩と言えます。阪神大震災の1995年は「ボランティア元年」と呼ばれ、今回の東日本大震災は多額の義援金や支援金が集まる「NPO元年、寄付元年」になるのでしょうか。

<<お詫び>>

3月11日の東日本大震災により、南相馬市市民活動サポートセンター通信「さぼせんNEWS」の発行が遅れていました。今後も、NPO、市民活動団体情報や、活動に必要な情報を発信していきたいと思えます。



“さぼせん”のご案内

- 開館時間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
日曜日・祝日 午前10時～午後5時
- コミュニティスペース利用時間
午前10時～午後1時
- 休館日
毎週木曜日・年末年始

来館時には、しらゆりパーキングをご利用下さい。

変更

南相馬市市民活動サポートセンター通信

さぼせんNEWS

～南相馬市市民活動サポートセンター～
〒975-0003
南相馬市原町区栄町二丁目20
TEL/FAX 0244-23-5420
URL:
<http://www.minami-soma.com/saposen/>
E-Mail:
saposen@minami-soma.com

平成23年8月1日発行 No.37

南相馬市市民活動サポートセンターの会議室を
コミュニティスペースとして利用しませんか。

コミュニティスペースOPEN!!

コミュニティスペースは、市民活動を行っている人であれば、会員・非会員を問わずどなたでも利用できます。

ボランティア団体、活動団体の打合せ場所や交流場所、さらに、他の団体とのコミュニケーションの場としても利用できます。



利用時間 : 10:00～13:00 (木曜日休館)

使用可能設備 : ○ 無線ネットワーク

○ ネットワークプリンター (プリンター出力モノクロ5円/枚)

問合わせ : 南相馬市市民活動サポートセンター

TEL・FAX 0244-23-5420

事業報告 「ロジカルシンキングの基礎」 ～問題解決に向けての第一歩～



平成23年7月9日(土) 伴場 賢一氏(ブリッジ・フォー・フクシマ代表)を講師に迎えて、「ロジカルシンキングの基礎」～問題解決に向けての第一歩～の講義とワークショップを行いました。

南相馬市市民活動サポートセンター
* 平成23年度事業予定 *

1. NPO マネジメント講座 (3～4回)
2. コミュニティスペースの運営
3. 災害ボランティアセンターへの協力
4. イベント情報の収集
5. 登録団体・他団体活動支援
6. 行政との協働について
7. 第7回めっちゃおもしろフェス
8. 地域との協力
9. 「さぼせんNews」の発行